

議案第52号

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年淡路市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	(1) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	(1) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの
	(2) (略)		(2) (略)
	(3) (略)		(3) (略)
	(4) (略)		(4) (略)
	(5) (略)		(5) (略)
	(6) (略)		(6) (略)
	(7) (略)		(7) (略)
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関
1 市長	(1) 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」と	1 市長
			(1) 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの
			国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」と

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
	<p>いう。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情</p>		<p>いう。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情</p>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
	<p>報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支</p>		<p>報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支</p>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
	<p>給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務</p>		<p>給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務</p>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
	員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの		員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
(2) 高齢期移行者医療費助成事務であつて規則で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「健康保険給付関係情報」とい	(2) 高齢期移行者医療費助成事務であつて規則で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「健康保険給付関係情報」とい

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
	う。)、船員保険法(昭和14年法律第73号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「船員保険給付関係情報」という。)、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療給付関係情報、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「共済保険給付関係情報」という。)、生活保護関係情報、外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若		う。)、船員保険法(昭和14年法律第73号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「船員保険給付関係情報」という。)、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療給付関係情報、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「共済保険給付関係情報」という。)、生活保護関係情報、外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
		しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、地方税関係情報又は介護保険関係情報であって規則で定めるもの			しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、地方税関係情報又は介護保険関係情報であって規則で定めるもの
	(3) (略)	(略)		(3) (略)	(略)
	(4) (略)	(略)		(4) (略)	(略)
	(5) (略)	(略)		(5) (略)	(略)
	(6) (略)	(略)		(6) (略)	(略)
	(7) (略)	(略)		(7) (略)	(略)

議案第53号

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険条例（平成17年淡路市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>

議案第54号

淡路市地域開発協力基金条例を廃止する条例制定の件

淡路市地域開発協力基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市地域開発協力基金条例を廃止する条例

淡路市地域開発協力基金条例（平成17年淡路市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市地域開発協力基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市地域開発協力基金条例</p> <p>平成17年4月1日 条例第79号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 土砂採取事業における開発地域の健全な発展と秩序ある整備を図り、市土の良好な地域環境を確保し、市民の福祉向上に寄与するため、地域開発協力基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 予算で定める額</p> <p>(2) 基金から生ずる収入額</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法によって運用しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用収益の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところによりそ</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市地域開発協力基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 津名東生産団地造成事業土砂採取跡地における地域環境の整備に伴う財源に充てる場合</p> <p>(2) 津名東生産団地造成事業土砂採取跡地利用における周辺環境整備、公的及び公益施設の整備助成に伴う財源に充てる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める事業に伴う財源に充てる場合 (委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(条例の廃止)</p>

議案第 55 号

淡路市芸術文化振興基金条例を廃止する条例制定の件

淡路市芸術文化振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市芸術文化振興基金条例を廃止する条例

淡路市芸術文化振興基金条例（平成 17 年淡路市条例第 87 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市芸術文化振興基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市芸術文化振興基金条例 平成17年4月1日 条例第87号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の芸術及び文化の振興を目的とする事業の推進に要する財源に充てるため、淡路市芸術文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前条の目的を達成するため、市民又は事業者が基金への積立てを指定し、又は市長が基金への積立てを適当であると認める別表に定める寄附金額</p> <p>(2) 基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、予算で定める額</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市芸術文化振興基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">寄付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和 58</td> <td style="text-align: center;">石岡三四郎</td> <td style="text-align: center;">500,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 2</td> <td style="text-align: center;">石岡三四郎</td> <td style="text-align: center;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">石岡三四郎</td> <td style="text-align: center;">2,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">医療法人社団高島眼科クリニック</td> <td style="text-align: center;">9,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">高島玲子</td> <td style="text-align: center;">9,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内 訳	寄付金の額	昭和 58	石岡三四郎	500,000円	平成 2	石岡三四郎	1,000,000円	3	石岡三四郎	2,000,000円	9	医療法人社団高島眼科クリニック	9,000,000円		高島玲子	9,000,000円	<p>(条例の廃止)</p>
年度	内 訳	寄付金の額																	
昭和 58	石岡三四郎	500,000円																	
平成 2	石岡三四郎	1,000,000円																	
3	石岡三四郎	2,000,000円																	
9	医療法人社団高島眼科クリニック	9,000,000円																	
	高島玲子	9,000,000円																	

議案第56号

淡路市学校等教育振興基金条例を廃止する条例の制定の件

淡路市学校等教育振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市学校等教育振興基金条例を廃止する条例

淡路市学校等教育振興基金条例（平成19年淡路市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市学校等教育振興基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市学校等教育振興基金条例 平成19年9月28日 条例第42号</p> <p>(設置) 第1条 淡路市の小・中学校等における教育の 充実に要する経費の財源に充てるため、淡路 市学校等教育振興基金(以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(積立額) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる 額とする。 (1) 三津啓祐氏の寄附金 (2) 基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>(管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金 その他最も確実かつ有利な方法により保管しな ければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実 かつ有利な有価証券に換えることができる。</p> <p>(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計 歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目 的を達成するための経費の財源に充て、又はこ の基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるとき は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め て、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて 運用することができる。</p> <p>(処分) 第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成す るための経費の財源に充てる場合に限り、予算 の定めるところによりその全部又は一部を処分</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市学校等教育振興基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(条例の廃止)</p>